

事務連絡
平成19年 6月19日

各厚生労働大臣認可 (水道事業者)
(水道用水供給事業者) 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、従来、自然災害による断水等水道施設への被害及び健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合は情報提供していただいているところですが、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供については以下のとおりお願いいたします。

また、水道課担当者に変更があった場合は該当箇所を随時水道課ホームページにて更新することとしますので、下記ページを適宜参照して頂きますようお願いいたします。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html>)

1. 自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合

風水害、地震等による断減水の状況については、「水道の断減水状況の報告について」(昭和54年3月23日環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知)に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あて、県内の状況をとりまとめの上、ご連絡下さい。(大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あてご連絡をお願いします。)

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合
(地震により管内に震度4以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨ご連絡をお願いします)
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害(大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等)により断水等の被害が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougijutsu@mhlw.go.jp
 - ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))
 - ③大地震等で連絡が繋がりにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。
- なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法の他、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【自然災害関係担当者】

担当:(水道課技術係)松崎、畠山、高木、中野、今野

2. 渇水による断滅水が発生した場合

渇水による断滅水状況については、「水道の断滅水状況の報告について」(昭和54年3月23日環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知)に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断滅水が発生した場合には、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あて、管内の状況をとりまとめの上、ご連絡をお願いします。(大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あてご連絡をお願いします。)

【情報提供をお願いしたいケース】

渇水による断滅水等が生じた場合の当該事象の状況

【様式】

- ・別添2のとおり

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))
- ③連絡が繋がりにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【渇水による断滅水担当者】

担当:(水道課水道計画指導室)三澤、山崎^(げんと)(元外)

3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合

上記に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接ご連絡をお願いします。また、各都道府県におかれては、管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてにご連絡いただくようお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合の当該事象の状況。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害(例:機器故障、IT障害による機器の停止、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為)等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等(例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中的ガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの)
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故。(クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等)

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

- ・事故やクロスコネクション等が生じた場合:様式自由(FAX可)(様式例:別添3のとおり)

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))
- ③連絡がつながりにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法の他、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

(事故等による大規模な断水被害 : 広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの)

- ・水道課緊急時用携帯電話: 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス: kikikenkou004@docomo.ne.jp

【事故等による断減水担当者】

担当:(水道課水道計画指導室)三澤、山崎(元外^{げんと})

【給水装置に関する事故担当者】

担当：(水道課)塚原、畠山

4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合

飲料水の水質異常などの情報については、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、連絡をお願いしているところですが、水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水において、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県(保健所設置市・特別区含む)から、直ちに厚生労働省健康局水道課あてご連絡をお願いします。

また、大臣認可水道事業者等におかれては、厚生労働省健康局水道課あて直接ご連絡をお願いします。(水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせてご連絡をお願いします。)

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合の、当該事象の状況

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あてご連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合(例えば、水質管理目標設定の目標値超過が継続すると見込まれた場合等)

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・あわせて、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス: suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))

③連絡がつながりにくい場合や添付資料等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法の他、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【水質事故関係担当者】

担当：(水道課水道水質管理室)竹谷、清宮

5. 断減水発生事態以外で連絡をお願いした事項

(1)水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(平成18年10月17日事務連絡)により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、水質異常が発生した場合は上記4. のとおり「飲料水健康危機管理実施要領について」に従って、断減水が発生した場合は上記3. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、水質異常又は断減水が発生しなくても水道に対するテロ(例：毒物混入未遂、水道施設破壊等)があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接ご連絡をお願いします。また、各都道府県におかれては、管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてにご連絡いただくようお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが生じた場合の、当該事象の状況

【様式】

様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))
- ③連絡がつながりにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法の他、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当者】

国民保護事態対策担当：(水道課技術係)塚田、松崎、工藤

(2)水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドラインの送付について」(平成18年10月31日健水発第1031001号厚生労働省健康局水道課長通知。同ガイドラインについては平成20年3月27日に改訂。)によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、水質異常が発生した場合は上記4. のとおり「飲料水健康危機管理実施要領について」に従って、断減水が発生した場合は上記3. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、水質異常又は断減水が発生しなくても重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接ご連絡をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてにご連絡いただくようお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害(システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム(浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等)の障害)が発生した場合の、当該事象の状況

【様式】

様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡(03-3595-2368(水道課直通))
- ③連絡がつながりにくい場合等はFAX(03-3503-7963)や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法の他、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当者】

情報セキュリティ対策担当：塚田、三澤、工藤